

文書番号	管理版	<input type="checkbox"/> 継続して更新されます	版数	0-3	管理番号
YQ - 95	管理外版	<input type="checkbox"/> 更新されません			

紅華の森運営規程

制定日 : 2017年 7月 1日
 改訂日 : 2023年 6月 1日

No.	配付先	No.	配付先
1	理事長	6	相談員
2	施設長	7	ユニットリーダー
3	施設長（紅華の森）	8	管理栄養士
4	事務長	9	
5	部門長（総務課）	10	

承認	審査	作成
施設長	施設長	施設長

社会福祉法人 祥永会
 地域介護老人福祉施設 紅華の森

文 書 番 号	紅華の森運営規程	版 数	0-3	ページ 目次- 1 P
	目 次			

	版	総頁	制・改訂日
表紙	0- 3	1P	2022.6.1
目次	0- 3	1P	2022.6.1
運営規程	0- 3	7P	2022.6.1

第1章 事業の目的と運営の方針

第1条（事業の目的）

社会福祉法人祥永会が開設する地域密着型サービス事業が行う指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設従業員等が要介護状態にある入居者に対し、適正なサービスを提供することを目的とします。

第2条（運営の方針）

施設は要介護状態と認定された入居者に対し、介護保険法等の主旨に沿って、入居者の意思及び人格を尊重し、地域密着型介護老人福祉施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅での生活復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、及び療養上の世話をを行うことで、入居者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るようにすることを目指します。

2 地域や家庭との結び付きを重視した運営で、読谷村の地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、高品質なサービスを提供します。

第3条 施設の名称及び所在地等

- 一 名 称 指定地域密着型介護老人福祉施設 紅華の森
- 二 所在地 沖縄県中頭郡読谷村字座喜味 1910-2

第2章 従業員の職種、員数及び職務の内容と勤務体制の確保等

第4条（従業員の職種・員数及び職務内容）

施設に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

(1) 施設長 1人（介護支援専門員兼）

施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。

(2) 生活相談員 1人

生活相談、苦情への対応、処遇向上、行事等を企画します。

(3) 介護支援専門員 1人（施設長兼）

施設サービス計画を作成し、自立支援に関する業務を推進します。

(4) 看護職員 1人以上

入居者の保健衛生及び看護をします。

(5) 介護職員 15人以上

日常生活全般にわたり援助します。

(6) 機能訓練指導員 1人

入居者の日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又は、その減退を防止するための訓練をします。

(7) 管理栄養士 1人

栄養計算、献立の作成、入居者に対する栄養相談等を行います。

(8) 嘱託医師(非常勤) 1人

診療、健康管理及び保健衛生を指導します。

第5条 職員の勤務体制の確保等

施設は、入居者に対し適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務体制を定めます。また常に職員の質の向上の為の研修の機会を確保し、研修受講を希望する職員が研修しやすいように勤務環境を整えるよう努めます。

第3章 入居者定員

第6条（入居者の定員・ユニット数及びユニット毎の入居定員）

施設に入居できる入居者の定員は 29 名とし、災害等やむを得ない場合を除いて、入居定員及び居室定員を超えて入居することはできません。

一 施設の定員 29 人

二 ユニットの数 3 ユニット

三 ユニット毎の入居定員 1、ユニット 10 人 2、ユニット 10 人 3、ユニット 9 人

第4章 設備及び備品等

第7条（居室）

ベッド、チェストナイト、チェスト、ナースコール備品等、入居者の処遇に支障をきたさないよう必要な設備を備えています。

第8条（食堂及び機能訓練室）

食堂及び機能訓練室はそれぞれ必要な広さを有するものとして合計した面積は三平方メートルに入居定員を乗じて得た面積以上を確保します。

2 必要な備品類を備えています。

第9条（浴室）

要介護者に適した広さと設備を備えた浴室を生活共同室に近接して設置しています。

第10条（トイレ・先面設備）

各居室に設置しています。

第11条（医務室）

医療法第1条の5第2項に規定する診療所とし、入居者を診療するために必要な医薬品と医療機器を備えています。

第5章 契約及び運営

第12条（内容及び手続きの説明並びに同意及び契約）

サービスの提供開始に当たって、入居申し込み又はその家族に対して、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し、同意を得たうえで契約を締結します。

第13条（受給資格等の確認）

施設は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することができます。

第14条（入居・退去）

身体上又は精神上の著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅において介護を受けることが困難な者に対してサービスを提供します。

2 正当な理由なくサービスの提供を拒否しません。

3 入居申込者が入院治療を必要とする場合や、入居申し込み者に対して適切な便宜を供与することが困難な場合は適切な医療機関や介護老人保健施設を紹介する等適切な措置を速やかに講じることとします。

4 申込者の入居に際しては、沖縄県特別養護老人ホーム入所指針及び施設入居判定会議で決定します。

5 入居予定者に際しては、居宅介護支援を行う者に対する照会等により、入居者の心身の状況や病歴、居宅サービス等の利用状況その他必要な事項の把握に努めます。

6 入居者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、入居者が自宅で日常生活を営むことができるか否かを検討します。検討に当たっては、居宅介護支援事業者及び施設、家族間で協議します。在宅で日常生活が可能と認められた入居者については、本人及びその家族の要望、退所後に置かれる環境等を勘案し、円滑な退所に向け援助します。

7 入居者の退所に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供や、その他保健サービスや医療サービス及び福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めます。

第6章 サービス

第15条（地域密着型施設サービス計画の作成）

施設の管理者は、介護支援専門員に、地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

2 地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては適切な方法により、入居者についてその有する能力や置かれている環境等の評価を通じて解決すべき課題を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるよう解決すべき課題の把握に努めます。

3 地域密着型サービス計画作成介護支援専門員は入居者やその家族の希望及び入居者について把握した課題に基づき施設サービス計画の原案を作成します。原案は、他従業者と協議の上、サービスの目標とその達成時期、サービス内容、サービスの提供の上で留意すべき事項を記載します。

4 サービスを提供する前に、入居者及び家族に施設サービス計画を説明し同意を得ます。

5 入居者の処遇に関する計画について、入所者の処遇の状況等を勘案し必要な見直しを行います。

第16条（サービスの方針）

施設は入居者の要介護状態の維持、もしくは改善を図り、自立した日常生活を営むができるよう支援を行うことで、入居者の心身の機能の維持又向上を目指し、入居者の意欲を喚起しながら支援します。

2 入居者へのサービスの提供は各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むができるよう配慮し、サービスが漫然かつ画一的なものとならないよう配慮します。

3 入居者へのサービスの提供は、入居者のプライバシーの確保に配慮して行います

4 入居者へのサービスの提供は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、入居者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に支援します。

5 入居者又は他の入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束はしません。

6 利用者の人権を守り、心身を傷つけるような虐待を行わないことを約束します、また虐待防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づけ、虐待防止に努めます。

7 施設は、その提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。この場合において、評価については第三者による評価を受けるよう努めます。

8 ISO品質マネジメントシステムを活用し、高品質な介護サービスを提供します。

第17条（介護の内容）

入居者の心身の状況に応じ、自立支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって介護サービスを提供します。

2 入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援します。

3 1週間に2回以上、適切な方法で入浴又は清拭をします。

4 心身の状況に応じて適切な方法で、排泄を援助します。またおむつを使用せざる得ない入居者の場合はおむつを適切に取り替えます。

5 褥瘡が発生しないよう適切に介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整えます。

6 離床・着替え・整容等の介護サービスを適切に提供します。

7 各ユニットにおいては、常に1以上の介護職員を配置し介護に従事させます。

8 施設従事者以外の者による介護サービスを受けさせません。

第18条（食事の提供）

栄養並びに入居者の身体状況、嗜好等を考慮したものとし、適切な時間に提供します。また、入居者の自立支援に配慮して、可能な限り共同生活室で食事を摂ることを支援します。

2 食事は、朝食 8:00～9:00 昼食 12:00～13:00 夕食 18:00～19:00 とします。

第19条（相談及び援助）

常に入居者の心身の状況やその置かれている環境等を的確に把握し、入居者又はその家族に対して親身に相談に応じます。

第20条（社会生活上の便宜の提供等）

入居者の嗜好に応じた趣味、教養、娯楽に係わる活動の機会を提供するとともに、入居者が自立的に行う活動を支援します。

2 入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入居者又はその家族が行うことが困難である場合は、その同意を得て代行します。

3 常に入居者の家族との連携を図り、入居者と家族の交流等の機会を確保するよう努めます。

4 施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努めます。

第21条（機能訓練）

入居者の心身の状況に応じて、日常生活を営む上で必要な機能の回復、又は、維持するための訓練を実施します。

第22条（健康管理）

医師、看護職員は、必要に応じて健康保持のための措置をとります。

第 23 条（入居者の入院期間中）

入居者が病院に入院する必要が生じた場合であって、入院後概ね 3 ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、入居者及びご家族の希望等を勘案して必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入居できるよう配慮します。

第 24 条（利用料及びその他の費用）

法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際は、当該施設サービスについて厚生労働大臣が定める基準で算出した費用の額から、当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除した額を徴収します。

2 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合は、入居者から支払を受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにします。

3 施設は、前 3 項のほか、次に掲げる費用を徴収します。

一 食事の提供に要する費用 1 日分計上

二 居住の提供に要する費用 1 日分計上

三 理美容代（実費）

四 その他、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、入居者又はその家族が、負担することが適當と認められるもの。

4 サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対して、サービスの内容及び費用について説明し入居者又はその家族の同意を得ます。

第 25 条（利用料の変更）

介護保険法令の改正、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができます。

2 前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、該当サービスの内容及び費用を記した文書で説明し、同意を得ます。

第 7 章 留意事項

第 26 条（外出及び外泊）

入居者が外出、外泊を希望する場合は、所定の手続きによりお知らせ頂きます。

第 27 条（健康保持）

入居者は、健康に留意し施設で実施する健康診断は、特別の理由がない限り受診して頂きます。

第 28 条（衛生保持）

施設は生活環境の保全のため、施設内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持、入居者の仕様する食器、飲用に供給する水について衛生上必要な措置を講じ衛生的な管理に努めるとともに、医療品及び医療機器の管理を適切に行います。

2 施設は厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平成 18 年厚生労働省告示第 268 号）に沿った対応を行います。

第 29 条（禁止行為）

施設内で次の行為は禁止します。

一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は、自己の利益のために他人の自由を侵すこと。

- 二 けんか、口論、泥酔など他の入居者に迷惑を及ぼすこと。
- 三 施設の秩序、風紀を乱して安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に施設もしくは物品の損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

第30条（入居者に関する市町村への通知）

入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を読谷村と介護保険広域連合に連絡します。

- 一 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わず、要介護状態を悪化させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき、

第31条（個人情報の保護）

従業者は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持することを厳守します。

2 従業者が退職した後も、正当な理由がなく、業務上知り得た入居者又は家族の秘密を漏洩することがないよう、必要な措置を講じます。

3 関係機関に対して、入居者に関する情報を提供する場合は、文書で入居者の同意を得ます。

4 個人情報を使用する場合、入居者及び家族の個人情報の利用目的を説明し、同意を得ます。

第8章 緊急時、非常時の対応

第32条（緊急時の対応）

入居者の病状が急変した場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医に連絡して指示を仰ぎます。

第33条（事故発生時の対応）

サービス提供中に事故が発生した場合は、応急処置、医療機関へ搬送等の措置を講じ、沖縄県介護保険広域連合、市町村及び入居者の家族等に速やかに連絡を行うとともに、事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じます。

2 事故発生の防止のための業務改善会議及び、職員に対する研修を定期的に行うよう努めます。

3 事故が発生した場合は又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合は当該事実が報告されその分析を通じた改善策について職員で周知徹底を図る体制を整えます。

4 賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害を賠償致します。ただし、入居者本人の責に帰す事由による場合はこの限りではありません。

第34条（非常災害対策）

非常災害時には、入居者の安全第一を優先し、迅速に対応します。

2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、入居者及び従事者に対して周知徹底を図るため、年2回以上避難訓練を実施します。また火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備します。

3 感染症の発生及びまん延等に関する取り組み、訓練（シミュレーション）（年1回）と業務継続に向けた計画の策定、研修の実施に努めます。

第9章 その他

第35条（地域との連携）

入居者、家族、地域住民の代表者、村の職員等で構成される運営推進会議を設置しおおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けます。

2 前項に規定する報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、記録を公表します。

3 施設は、その運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流に努めます。

第36条（記録の整備）

施設は、従事者、設備、備品及び会計に関する諸記録、及び以下に掲げる入居者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとします。

- (1) 入居者の処遇に関する計画
- (2) 行った具体的な処遇内容等の記録
- (3) 身体拘束等の態様及び時間、その際の入居者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

第37条（身体拘束の禁止）

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

第38条（人権擁護・虐待防止）

利用者の人権を守り、心身を傷つけるような虐待を行わないことを約束します。また虐待を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づけ、利用者及びその家族からの虐待等に関する苦情処理体制を整備し虐待防止に努めます。

第39条（苦情処理）

提供したサービスに関する苦情に迅速に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置第三者委員の選任等必要な措置を講じます。

2 施設はその行った処遇に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。この場合において、市町村から求めがあったときは、改善内容を報告しなければならない。

3 施設はその運営に当たっては、提供したサービスに関する入居者及び家族からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が行う相談及び援助の事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めます。

第40条（掲示）

施設内の見やすい場所に運営規程の概要、協力病院、利用料、その他のサービスに関連する重要な事項の掲示又は閲覧可能な形でファイルを備えて置きます。

第41条（協力医療機関等）

入院等の治療を必要とする入居者のために、あらかじめ協力医療機関を定めておきます。

第42条（その他）

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は入居者と施設の管理者と協議に基づいて定めるものとします。

付則

この規程は、令和5年 6月 1日より施行します。

(様式－文 03-2)

(文書表題) 紅華の森運営規程 (文書番号) YQ-95

改 訂 歴 表

※各章の改訂部分にアンダーラインを引いて下さい。(表紙、目次を除く)

- ・改訂 1 回目 _____
- ・改訂 2 回目 _____
- ・改訂 3 回目 _____
- ・改訂 4 回目 _____
- ・改訂 5 回目全面改訂※大幅に変わらるようであれば全面改訂

紅華の森重要事項説明書		表紙		目次			
改訂番号	改訂日付	改訂番号	改訂日付	改訂番号	改訂日付	改訂番号	改訂日付
0-0	2017.7.1	0-0	2017.7.1	0-0	2017.7.1		
0-1	2019.10.1	0-1	2019.10.1	0-1	2019.10.1		
0-2	2021.4.1	0-2	2021.4.1	0-2	2021.4.1		
0-3	2023.6.1	0-3	2023.6.1	0-3	2023.6.1		
改訂番号	改訂日付	改訂番号	改訂日付	改訂番号	改訂日付	改訂番号	改訂日付